

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて

軽度者（要支援1、要支援2及び要介護1）の方は、その状態像から見て福祉用具の使用が想定しにくいいため、原則として介護報酬が算定できない場合がありますが、様々な疾患等によって厚生労働省の示した状態像に該当される方については、例外的に福祉用具貸与の給付（以下「例外給付」という。）が認められています。

また、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）については、軽度者に加え、要介護2及び要介護3の方であっても、厚生労働省の示した状態像に該当する方についてのみ例外給付が認められています。

軽度者に対し福祉用具貸与の例外給付を行う際には、ケアマネジャーもしくは地域包括支援センターの担当職員（以下「ケアマネジャー等」という。）が利用者の状態像及び福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントを行うことが必要です。

例外給付を行う必要がある場合は、福祉用具貸与の例外給付に関する確認票（以下「確認票」という。）に関係書類を添えて、萩市に提出してください。なお、直近の認定調査票（基本調査）の結果が、福祉用具ごとに定められている判断項目に該当する場合は、萩市への確認票の提出は不要です。

◎算定の可否の判断基準及び提出書類

1. 直近の認定調査票（基本調査）の結果により利用者等告示第31号のイの状態像が確認できる場合 表1参照		
	提出書類	算定可否
認定調査票（基本調査）の直近の結果が、福祉用具ごとに定められている判断項目に該当する者	なし	◎算定可
「車いす及び車いす付属品」日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	①確認票 ②医学的な所見の確認書類（写） ③サービス担当者会議の記録（写） ④福祉用具サービス計画書・カタログ（写）	◎算定可 ・萩市の確認（事後）
「移動用リフト」（つり具の部分を除く）生活環境において段差の解消が必要と認められる者		
2. 医学的所見等により利用者等告示第31号の状態像が確認できる場合（1に該当しない場合） 表2参照		
	提出書類	算定可否
医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要であると認められ、そのことを市が確認し、その要否を判断した者	①確認票 ②医学的な所見の確認書類（写） ③居宅サービス計画書【第1・2表】（写）又は 介護予防サービス・支援計画表（写） ④サービス担当者会議の記録（写） ⑤福祉用具サービス計画書・カタログ（写）	◎萩市が書面等確実な方法で確認し、結果を送付。 ・萩市の確認（事前） ・原則として、萩市サービス調整チームで判断

1. 直近の認定調査票（基本調査）により厚生労働大臣が定める者（利用者等告示第 31 号）のイの状態像が確認できる場合 **表 1**

⇒ 萩市への確認不要（最新の基本調査の結果をケアプランと一緒に保管しておいてください。）

対象外種目		厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果（認定調査票（基本調査））	
ア	車いす 車いす付属品	次のいずれかに該当する者		確認票に関 係書類の添 付が必要
		①日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7歩行 「3. できない」	
		②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※ 1	
イ	特殊寝台 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者		
		①日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1-4起き上がり 「3. できない」	
		②日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3寝返り 「3. できない」	
ウ	床ずれ防止用具 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3寝返り 「3. できない」	
エ	認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者		
		①意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3-1意思の伝達 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2毎日の日課を理解 から3-7場所の理解 のいずれか「2. できない」 又は 基本調査 3-8徘徊 から4-15話がまとまらず、会話にならない のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。	
		②移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2移動 「4. 全介助」以外	
オ	移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者		確認票に関 係書類の添 付が必要
		①日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8立ち上がり 「3. できない」	
		②移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1移乗 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」	
		③生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※ 1	
カ	自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)	次のいずれにも該当する者		
		①排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6排便 「4. 全介助」	
		②移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1移乗 「4. 全介助」	

厚生労働大臣が定める者（利用者等告示 31 号）…厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等

（関係通知）要介護；平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知

要支援；平成 18 年 3 月 17 日老計発 0317001・老振発 0317001・老老発 0317001 厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知

※ 1 アの②、オの③については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について、適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、**指定居宅介護支援事業者が判断**する。（萩市では、適正な給付管理の観点から書類の提出を求めています。書類確認後、受付印を押した確認票の写しを返却します。）

2. **表1**に該当しない場合でも、医学的所見等により次の①から③までのいずれかの状態像が確認できる場合

⇒ 『**萩市の確認**』が必要です。

直近の認定調査の結果が**表1**に該当しないときは、次の(1)～(3)のいずれかの要件に該当した場合、例外給付の対象となります。

- (1) **表2**の①～③のいずれかに該当する旨が、医師の医学的所見に基づき判断されていること。
- (2) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具の貸与が必要である旨が判断されていること。
- (3) 上記(1)及び(2)の要件を満たしていることを萩市が確認し、算定可としていること。

◎福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像の例 **表2**

①疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に 表1 の「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する者 (例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等)
②疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに 表1 の「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当することが確実に見込まれる者 (例：がん末期の急速な状態悪化等)
③疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から 表1 の「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当すると判断できる者 (例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避等)

表2の例の状態像は、あくまでも①から③の状態に該当する可能性のあるものを例示したにすぎません。したがって、例以外であっても①から③の状態であると判断される場合もありますので、ご注意ください。

貸与までの流れ

(1) 被保険者の状態確認

主治医意見書等を参考にして、当該被保険者の状態が表2の状態像に該当するかどうか、確認します。本人や家族の希望のみで導入するのではなく、対象種目に関する日常生活動作や状態像の理解のもとで適切なケアマネジメントを行ってください。

地域包括支援センターが介護予防サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に委託している場合は、当該居宅介護支援事業者が確認票を作成し、地域包括支援センターと連携して、確認を行ってください。

(2) 医師への照会等

当該被保険者の状態が表2の状態像に該当するかどうか、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は面接や電話などの方法で確認を行ってください。サービス担当者会議に医学的所見を反映できるように、必ず会議の前に確認を行ってください。面接や電話などの方法で確認を行った場合は、医師に聴取した所見の記録を添付してください。

医師に医学的な所見を求める場合は、医師に十分な説明をした上で表2の状態に該当するかを確認し、それが明確に判断できる内容が記載されていることが必要です。

(3) サービス担当者会議の開催

医師の医学的所見を反映し、サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して特に必要であるかを判断します。

サービス担当者会議では、本人の心身の状況から、表2において該当する状態像を明確にし、福祉用具の必要性、期待される効果やサービス提供・療養上の留意点について、医学的所見を踏まえて具体的に話し合い、関係者間の共通理解を図ってください。

(4) 萩市へ確認票等を提出

記載もれのないように確認票を作成し、関係書類を添えて、萩市へ提出します。原則として、萩市が確認票を受理した日の属する月の初日が貸与承認期間の開始日となります。

(5) 萩市が算定可否を判断して通知

原則として、萩市サービス調整チームで検討し、萩市が算定可否を判断した上で、提出者（ケアマネジャー等）に結果を通知（算定の可否を記載した確認票等の写しを返却）します。

事業所が変更となった場合は、再度申請が必要となります。

貸与承認期間

【新規申請】申請を受け付けた月の初日から認定有効期間終了日まで

【更新申請】更新の認定有効期間の初日から認定有効期間終了日まで

例外給付の有効期間毎（必要に応じて随時）に必要な見直しを行い、真に必要な方にのみ給付されるよう適切な運用をお願いします。

確認票の提出時期

- (1) 福祉用具の貸与を開始するとき → サービス提供開始前に確認票を提出してください。
- (2) 要介護・要支援認定が更新されたとき
- (3) 要介護・要支援認定が区分変更されたとき
- (4) 居宅介護支援事業所等が変更となったとき

※算定の可否に相当の時間を要するため、例外給付を行う必要がある場合は、速やかに確認票・関係書類を提出してください。

福祉用具貸与の例外給付に関する確認票

新規・更新

萩市長あて

令和 年 月 日

被保険者番号		事業者番号	
被保険者氏名	男 ・ 女	事業者名	
住所		担当者名	
生年月日	年 月 日(才)	住所	
要介護状態区分	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2	電話番号	
	<input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 認定申請中(申請日:令和 年 月 日)		
認定有効期間	年 月 日 ~	年 月 日	
利用(貸与)開始日	令和 年 月 日 ~		

①【基本調査の結果では確認できないが、サービス担当者会議等により判断する場合】

福祉用具の種類	<input type="checkbox"/> 車いす及び車いす付属品 (自走用標準型・普通型電動・介助用標準型)	<input type="checkbox"/> 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
	<input type="checkbox"/> 移動用リフト (つり具の部分を除く)	<input type="checkbox"/> 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

②【医学的所見等により状態像が確認できる場合】(①に該当しない場合)

福祉用具の種類	<input type="checkbox"/> 車いす及び車いす付属品 (自走用標準型・普通型電動・介助用標準型)	<input type="checkbox"/> 認知症老人徘徊感知機器
	<input type="checkbox"/> 特殊寝台及び特殊寝台付属品	<input type="checkbox"/> 移動用リフト(つり具の部分を除く)
	<input type="checkbox"/> 床ずれ防止用具	<input type="checkbox"/> 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)
	<input type="checkbox"/> 体位変換器	

医師の所見 (医学的な所見)	<input type="checkbox"/> 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者。
	<input type="checkbox"/> 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者。
	<input type="checkbox"/> 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者。
医学的な所見の確認方法	<input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 医師の診断書 <input type="checkbox"/> その他()
サービス担当者会議開催日	令和 年 月 日

添付書類	<input type="checkbox"/> 医学的な所見の確認書類(主治医意見書、医師の診断書等の写し) … ①・② <input type="checkbox"/> 居宅サービス計画書【第1・2表】又は介護予防サービス・支援計画表(写) … ② <input type="checkbox"/> サービス担当者会議の記録(写) … ①・② <input type="checkbox"/> 福祉用具サービス計画書・カタログ(写) …①・②
------	--

萩市記載欄	上記内容について確認しました。 令和 年 月 日	受付印				
①の場合	<input type="checkbox"/> 算定可 <input type="checkbox"/> 算定不可	確認番号 <input type="text" value="—"/>				
②の場合	<input type="checkbox"/> 算定可 <input type="checkbox"/> 算定不可					
萩市サービス調整チーム開催日	令和 年 月 日					
部長	次長	課長	課長補佐	係長	係	萩市サービス調整チーム